

# 豊島区がん先進医療費利子補給要綱

〔平成25年5月1日  
健康担当部長決定〕

制定 平成25年5月1日

## (目的)

第1条 この要綱は、金融機関からがんの先進医療に係る費用の融資を受けた者に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付することにより、がん治療を受ける患者の経済的な負担を軽減し、より多くの区民ががんの先進医療を受けることができるよう、区が支援することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において「がんの先進医療」とは、国民の安全性を確保し、患者負担の増大を防止する観点も踏まえつつ、国民の選択肢を拡げ、利便性を向上するという観点から「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）」第1条第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める第2項先進医療技術（先進医療A）及び第3項先進医療技術（先進医療B）のうち、がんの治療を目的とした医療をいう。

2 この要綱において「金融機関」とは、豊島区が実施する豊島区がん先進医療費利子補給事業の趣旨に賛同し、当該事業の運用に対して連携・協力することについて、区と協定書の締結を行った金融機関をいう。

## (利子補給対象者)

第3条 この要綱による利子補給の対象となるがん患者（以下「利子補給対象患者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 国内でがんの先進医療を受ける予定のある者
- (2) 区内に住所を有している者であって、第5条に規定する承認申請書を区長に提出した日から過去1年以上区内に住所を有している者
- (3) 地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額からそれぞれ同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「課税総所得」という。)が700万円以下の世帯に属する者であること
- (4) 住民税を滞納していないこと

## (利子補給承認申請者)

第4条 この要綱による利子補給の申請ができる者（以下「利子補給承認申請

者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 利子補給対象患者及びその親族(ただし、親族は3親等以内の親族に限る。以下「親族という。」、又は利子補給対象患者と同一の世帯に属する者。ただし、利子補給対象患者以外の場合は、本利子補給の承認申請について、がんの先進医療を受ける患者本人が事前承諾していること。
- (2) 課税総所得が700万円以下の世帯に属する者であること。

(利子補給の承認申請)

第5条 利子補給承認申請者は、承認申請書(様式第1号の1)(以下「承認申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- ア がんの先進医療を行う医療機関が発行する治療実施計画書(様式第1号の2)
- イ 利子補給対象患者が属する世帯全員が掲載された住民票の写し
- ウ 利子補給対象患者が属する世帯全員の所得と、それに対する課税額を証明する区長が発行する書類
- エ 利子補給承認申請者の世帯全員の住民票の写し及び利子補給対象患者と同一世帯に属する者若しくは親族とみなされることを証する書類(利子補給承認申請者が利子補給対象患者以外るとき)
- オ 利子補給承認申請者が属する世帯全員の所得と、それに対する課税額を証明する区市町村長が発行する書類(利子補給承認申請者が利子補給対象患者以外るとき)
- カ その他区長が必要と認める書類

(利子補給の承認)

第6条 区長は、前条の規定により承認申請書を受理したときは、その内容を審査の上、当該利子補給の承認又は不承認を決定し、承認者(以下「利子補給承認者」という。)に対し、承認決定通知書(様式第2号)(以下「承認決定通知」という。)により通知するものとし、不承認の者に対しても、その結果を通知するものとする。

2 第12条の変更の届出に伴う利子補給の再承認の際も前項と同様とする。

(対象融資限度額)

第7条 利子補給の対象となる融資限度額(以下「対象融資限度額」という。)は、がんの先進医療に係る医療費に限ることとし、区長は審査の上、300万円を上限にし、1万円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り上げた額とする。

(利子補給の対象期間)

第8条 利子補給の対象となる期間は、第9条の規定による金融機関からの融資に対する返済に基づき、最初に利子を支払った日の属する月から起算して

96 月以内とする。

(金融機関の融資)

第 9 条 金融機関は、第 6 条の承認決定通知を受理した利子補給承認者より承認決定通知書の原本の提示を受け、豊島区がん先進医療費利子補給金交付事業を活用し、がんの先進医療費への充当を目的とした融資申込みがあった場合は、承認決定通知書に記載された対象融資限度額を上限に、証書貸付により融資することができる。

2 融資の際の利子は、年率固定 6.0% (保証料率を含む。) 以内とする。

ただし、延滞利息等は除くものとする。

3 この要綱において「証書貸付」とは、貸付にあたり、債務者が金融機関に融資条件を明記した契約書等を差し入れ、融資を受ける形態をいう。

4 この要綱において「保証料率」とは、保証を受ける者が保証者に支払う保証料・保険料又は手数料の率をいう。

(交付申請兼実績報告)

第 10 条 利子補給承認者が利子補給について交付申請をする場合は、前条の融資について 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に金融機関に対し実際に支払った年間利子支払額を交付申請兼実績報告書 (様式第 3 号の 1) (以下「交付申請兼実績報告書」という。) により報告するとともに、次に掲げる書類を添えて、翌年 2 月末日までに区長に交付申請することとする。

(1) がん先進医療実施医療機関が発行する治療実施証明書 (様式第 3 号の 2)

(2) 金融機関が発行する利子支払証明書 (様式第 3 号の 3)

(3) 金融機関が発行する当該事業に係る融資に対する返済明細書等の写し

(4) 区長が発行した承認決定通知書 (様式第 2 号) の写し

(5) その他、区長が必要と認める書類

ただし、上記 (1) の治療実施証明書の添付については、初回の交付申請時に限る。

(利子補給金の確定及び交付)

第 11 条 区長は、前条の規定による交付申請兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、交付が適当と認める場合は、交付すべき利子補給金 (以下、「利子補給金」という。) の額を確定し、交付申請者に通知するものとする。

2 区長は、利子補給金の額を確定した日から 30 日以内に利子補給金を交付する。

(変更の届出)

第 12 条 利子補給承認者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更届出書 (様式第 4 号) に関係機関が発行する変更内容を証明する書類を添え、速

やかに区長に届け出なければならない。

(1)がん先進医療の内容が、承認申請時と異なるとき

(2)利子補給承認者の変更（住所、氏名の変更等を含む）及び死亡等のとき

(3)利子補給の対象となる融資金を繰上償還したとき

2 区長は前項の届出書を受理するにあたり、届出者に対し、必要に応じた証明書類等の提出を求めることができる。

(利子補給の打切り又は返還)

第13条 区長は、利子補給承認者が金融機関からの融資金をがん先進医療費以外に使用するなどしたときは、利子補給承認決定の取り消し及び利子補給金の打切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

また、第2条第2項の金融機関以外へ債務引受または保証人による代位弁済が発生した場合は、区長は、その事実が発生した時点以降の利子補給金を打切ることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。